

規制の事前評価書

法律又は政令の名称：金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令

規制の名称：合同会社等の社員権の取得勧誘規制の見直し

規制の区分：新設、改正（~~拡充~~、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：金融庁企画市場局市場課

評価実施時期：令和4年6月22日

1 規制の目的、内容及び必要性

① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。

（現状をベースラインとする理由も明記）

近年、事業実態が不透明な合同会社が、その業務を必ずしも把握していない多数の従業員（使用人）を通じて、多数の投資者に対し、当該合同会社の社員権に対する出資と称して、不適切な投資勧誘を行っているという外部からの相談や苦情が多数寄せられており、また、証券取引等監視委員会の調査の過程においても、そのような不適切な投資勧誘が認められている。

こうした状況に鑑み、証券取引等監視委員会から適切な措置を講じるよう建議（令和4年6月21日「『合同会社』による社員権の取得勧誘について」）が行われており、これを行わなければ、必要な投資者保護を図ることができない。

以上をベースラインとする。

② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯（効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと）を明確かつ簡潔に記載する。

【課題】

現行制度では、特定の場合を除き、持分会社である合同会社・合資会社・合名会社（以下「合同会社等」という。）の従業員（使用人）による社員権の取得勧誘は金融商品取引業（以下「金商業」という。）に該当しない。そのため、証券取引等監視委員会の調査権限が及ばず、顧客に説明したとおりの事業が実施されていない疑いがある場合や、適合性の観点で不適切な投資勧誘行為が行われている場合でも、裁判所への停止命令等の申立てを行うことができず、投資者被害の懸念がある事案への対応を行うことができない状況となっている。

【課題解決手段（制度改正）】

合同会社等の社員権の取得勧誘について、金商業登録が必要な範囲を拡充する。具体的には、開示規制対象外の社員権に関し、合同会社等の従業員（使用人）による取得勧誘について、金商業登録を必要とする。

2 直接的な費用の把握

③ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化するなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するため負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

合同会社等（合同会社：新設数約3万3000件、合資会社：新設数約40件、合名会社：新設数約30件〔数字はいずれも2020年〕）のうち、従業員（使用人）による取得勧誘を行う者において、金商業登録申請に係る事務費用や規制の遵守に係る費用が発生する。また、登録を行った合同会社等に対する検査・監督等の行政費用が発生する。

※従業員（使用人）による取得勧誘業務を行うかどうかは、個々の事業者の判断によるものであり、現時点で登録の計数を推計することはできない。

④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

3 直接的な効果（便益）の把握

⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

規制の導入に伴い発生する費用を正当化するために効果を把握することは必須である。定性的に記載することは最低限であるが、可能な限り、規制により「何がどの程度どうなるのか」、つまり定量的に記載することが求められる。

本改正により、合同会社等の従業員（使用人）による社員権の取得勧誘が金商業に該当することとなる。これにより、顧客に説明したとおりの事業が実施されていない疑いがある場合や、適合性の観点で不適切な投資勧誘が行われている場合、当局により調査を行い、裁判所への停止命令等の申立てを行うことが可能となるなど、投資者被害の懸念がある事案に対応することができる。

⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

把握（推定）された効果について、可能な場合は金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。

—

⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

規制の導入に伴い要していた遵守費用は、緩和により消滅又は低減されると思われるが、これは緩和によりもたらされる結果（効果）であることから、緩和により削減される遵守費用額は便益として推計する必要がある。また、緩和の場合、規制が導入され事実が発生していることから、費用については定性的ではなく金銭価値化しての把握が強く求められている。

—

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結

果を活用して把握する。

本改正によって必要な投資者保護が図られることにより、国民が安心して投資に参加することが可能となり、ひいては、国民の安定的な資産形成に資することが期待できる。

5 費用と効果（便益）の関係

- ⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

上記2～4を踏まえ、費用と効果（便益）の関係を分析し、記載する。分析方法は以下のとおり。

- ① 効果（便益）が複数案間でほぼ同一と予測される場合や、明らかに効果（便益）の方が費用より大きい場合等に、効果（便益）の詳細な分析を行わず、費用の大きさ及び負担先を中心に分析する費用分析
- ② 一定の定量化された効果を達成するために必要な費用を推計して、費用と効果の関係を分析する費用効果分析
- ③ 金銭価値化した費用と便益を推計して、費用と便益の関係を分析する費用便益分析

合同会社等の従業員による取得勧誘について、金商業登録が必要な範囲を拡充することにより、投資者保護が図られるという本案によるプラスの効果は、遵守費用や行政費用の発生というマイナスの効果を上回ると考えられる。

6 代替案との比較

- ⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

代替案とは、「非規制手段」や現状を指すものではなく、規制内容のオプション（度合い）を差し、そのオプションとの比較により導入しようとする規制案の妥当性を説明する。

【代替案】

合同会社等の社員権の取得勧誘について、業務執行社員による取得勧誘を含め、一律に、金商業登録を必要とする。

【代替案と本案の比較】

[遵守費用] 代替案の場合、合同会社等が社員権の取得勧誘を行う場合には、一律に、金商業登

録又は社員権取得勧誘業務の金商業者への委託が必要となり、本案と比較して遵守費用が増加する。

[行政費用] 代替案の場合、本案と比較して、金商業登録の対象となる事業者数が増加することが見込まれるため、行政費用が増加する。

[便 益] 代替案の場合、本案と比較して、金商業登録が必要となる範囲が広いため、より広く投資者被害の懸念がある事案に対応することができるという便益が発生する。

[副次的な影響及び波及的な影響] 代替案の場合、本案と同様の副次的な影響が発生する。

[評 価] 代替案の場合、従業員（使用人）を雇用せず、業務執行社員による取得勧誘のみを行う合同会社等においても遵守費用が発生するところ、証券取引等監視委員会の建議においても、業務執行社員による取得勧誘については指摘されていないため、上記遵守費用は過大となると考えられる。

以上のことから、本案は妥当であると考えられる。

7 その他の関連事項

⑪ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合は、その内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

—

8 事後評価の実施時期等

⑫ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用、効果（便益）及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）を踏まえることとする。

改正後の「金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令」施行後 5 年以内に、改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。施行後 5 年以内に事後評価を実施する。

- ⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

今回の改正により措置される制度の活用状況や監督上の対応状況等について、総合的に判断して、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握していく。